

大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報公開規程

平成16年4月1日

自機規程第41号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）又はその他法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「独立行政法人等」とは、法第2条第1項に規定する法人をいう。
2 この規程において「法人文書」とは、法第2条第2項に規定する法人文書をいう。
3 この規程において「機関」とは機構が設置する大学共同利用機関、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号）第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設をいう。

(情報公開委員会)

第3条 機構に、情報公開の円滑な実施に関する事項等を審議するため、情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会の組織運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(情報公開窓口)

第4条 事務局及び機関に、機構が保有する法人文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）に対応するための窓口（以下「情報公開窓口」という。）を置く。
2 情報公開窓口は、開示請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）に対し、別に規定する大学共同利用機関法人自然科学研究機構法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めるものとする。
3 事務局に置かれる情報公開窓口は、前項に規定するもののほか、機構が保有する法人文書の開示請求に関する事務（各機関に置かれる情報公開窓口が行うものを除く。）を処理するとともに、開示請求に関する事務の総括を行う。

(開示請求の受付等)

第5条 開示請求者から開示請求があった場合は、情報公開窓口において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- 一 開示請求者は、情報公開窓口に法人文書開示請求書（別紙様式第1号）（以下「開示請求書」という。）を提出するものとする。
- 二 前号の規定により開示請求があったときは、別に定める開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）を徴収するものとする。
- 三 第1号の開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 四 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部を交付するものとする。
- 五 開示請求書を受理したときは、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する機関に送付し、法人文書の特定を行わせるものとする。

（開示等の決定）

第6条 機構は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に法人文書の開示（部分開示を含む。）又は不開示（以下「開示等」という。）を決定し、法人文書開示決定通知書（別紙様式第2-1号）、法人文書部分開示決定通知書（別紙様式第2-2）又は法人文書不開示決定通知書（別紙様式第2-3号）により開示請求者に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定にかかわらず法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、法人文書開示決定延期通知書（別紙様式第3号）により開示請求者に通知するものとする。

3 機構は、別に定める開示・不開示の審査基準に基づき開示等の決定を行うに当たっては、当該法人文書を保有する機関の長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

（開示等の決定の延期の特例）

第7条 機構は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうち相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、法人文書開示決定特例延期通知書（別紙様式第4号）により開示請求者に通知するものとする。

（事案の移送）

第8条 機構は、法第12条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するとき、又は法第13条第1項の規定により事案を行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第2条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長に移送するときは、法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書（別紙様式第5-1号）により通知するとともに、開示請求者に法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書（別紙様式第5-2号）により通知するものとする。

(第三者に対する意見の聴取等)

第9条 機構は、法第14条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するとき、第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知書（別紙様式第6-1号又は別紙様式第6-2号）に法人文書の開示に関する意見書（別紙様式6-3号）を添付の上、当該第三者に通知するものとする。

2 機構は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、第三者に係る法人文書の開示決定通知書（別紙様式第7号）により当該第三者に通知するものとする。

(開示の実施)

第10条 機構は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から法人文書の開示の実施方法等申出書（別紙様式第8号）が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から法人文書の更なる開示の申出書（別紙様式第9号）が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定による開示は、閲覧又は写しの交付等により行うものとし、法人文書の種別に応じた具体的な開示の実施方法及び開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）は機構が別に定める。

3 法人文書の開示は、原則として当該開示請求を受け付けた情報公開窓口において実施するものとする。ただし、法人文書を移動することが困難である場合には、当該法人文書を保有する情報公開窓口において実施できるものとする。

4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、当該法人文書を保有する情報公開窓口において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手又は現金で徴収するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

第11条 機構は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開示実施手数料を減額又は免除することができる。この場合、必要に応じて委員会の意見を求めるものとする。

一 経済的困難により、法人文書の開示を受ける者に開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき。

二 開示決定に係る法人文書を、一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき。

2 前項の開示実施手数料の減額又は免除の申請は、開示実施手数料減額・免除申請書（別紙様式第10号）により行う。

3 機構は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、開示実施手数料減額・免除

決定通知書（別紙様式第11号）により当該開示を受ける者に通知するものとする。

（移送された事案）

第12条 法第12条第2項及び情報公開法第13条第2項の規定により他の独立行政法人等又行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第6条、第7条及び第9条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（審査請求）

第13条 機構は、機構が行った開示等の決定又は開示請求に係る機構の不作为に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 機構は、法第19条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知（別紙様式第12号）により審査請求をした者（以下「審査請求者」という。）に通知しなければならない。

3 機構は、審査請求に対する決定をしたときは、審査請求に対する決定通知書（別紙様式第13号）により審査請求者に通知しなければならない。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別紙様式第1号（第5条第1号関係）

年 月 日

法人文書開示請求書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構長 宛て

ふりがな
氏 名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 （法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒

電 話 番 号 （連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

() -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

<p>法人文書の名称又は知りたい内容等</p> <p>請求に係る法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。</p>	
<p>備考（任意記入）</p> <p>①求める開示の実施方法 ②事務所において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別について記入してください。</p>	<p>① 開示の実施方法 1 閲覧, 2 写しの交付, 3 その他 ()</p> <p>② 希望する方に○を付してください。 イ 機構において開示の実施を求める（この場合、希望日及び場所を指定してください） 年 月 日 () 事務局・国立天文台・核融合科学研究所・基礎生物学研究所 生理学研究所・分子科学研究所 ロ 写しの送付による開示の実施を求める</p>

（*以下は記入不要）

受理年月日	年 月 日	受付担当	() -
決定期限	年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円× 件		円

法人文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
事務所において開示を実施できる日時及び場所 (別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。)	1) 年 月 日 () 時 分 2) 年 月 日 () 時 分 3) 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円

* 1 このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

Tel () -

* 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「法人文書の開示の実施方法等申出書」に記入のうえ、上記担当係まで提出してください。

なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る）は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」を改めて提出する必要はありません。

* 3 開示実施手数料は開示実施場所で納入するか、開示実施日までに振込又は送付願います。（金額及び振込先口座は、後日改めて連絡します。）

* 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「法人文書の開示の実施方法等申出書」と共に提出願います。

別紙様式第2-2号(第6条第1項関係)

〇〇〇〇-〇〇第 号
年 月 日

法人文書部分開示決定通知書

(開示請求者) 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付で請求のありました法人文書の開示については、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由:
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	<実施方法> <開示実施手数料>
機構において開示を実施できる日時及び場所 (別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。)	1) 年 月 日 () 時 分 2) 年 月 日 () 時 分 3) 年 月 日 () 時 分 場所: 住所:
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大学共同利用機関法人自然科学研究機構長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

*1 このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -

*2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「法人文書の開示の実施方法等申出書」に記載のうえ、上記担当係まで提出してください。

なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき(開示実施手数料が無料の場合に限る)は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」を改めて提出する必要はありません。

*3 開示実施手数料は開示実施場所で納入するか、開示実施日までに振込又は送付願います。
(金額及び振込先口座は、後日改めて連絡します。)

*4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「法人文書の開示の実施方法等申出書」と共に提出願います。

法人文書不開示決定通知書

（開示請求者） 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付で請求のありました法人文書の開示については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
開示しない理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大学共同利用機関法人自然科学研究機構長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -

別紙様式第3号（第6条第2項関係）

〇〇〇〇-〇〇第 号

年 月 日

法人文書開示決定延期通知書

(開示請求者) 様

大学共同利用機関法人

自然科学研究機構長

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定の期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決 定 期 限	年 月 日
延 長 す る 期 間	日間
延長後の決定期限	年 月 日
延 長 の 理 由	

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -

〇〇〇〇-〇〇第 号
年 月 日

法人文書開示決定特例延期通知書

（開示請求者） 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	年 月 日
相当部分を除いた決定期間を延長する残りの部分	
残りの部分の決定を延長する期間	日間
残りの部分の延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -

別紙様式第5-1号（第8条第1項関係）

〇〇〇〇-〇〇第 号

年 月 日

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

(他の独立行政法人等（又は行政機関）の長） 殿

大学共同利用機関法人

自然科学研究機構長

年 月 日付で申請のありました法人文書の開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（又は第13条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送します。

法人文書の名称	〔 開示請求に記載されている法人文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書) 〕
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	〔 ・ 開示請求書（写） ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕
備 考	(移送先が複数の場合は、他の移送先)

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -

〇〇〇〇-〇〇第 号
年 月 日

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

（開示請求者） 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（又は第13条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称	〔 開示請求に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書） 〕
移送年月日	年 月 日
事案の移送先の独立行政法人等名（又は行政機関名）及び担当	独立行政法人等（又は行政機関）の長 担当 住 所 電話番号（ ） -
事案の移送をした理由	
備考	1. 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等（又は行政機関）の長が行うこととなります。

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -

別紙様式第6-1号（第9条第1項関係）

〇〇〇〇-〇〇第 号

年 月 日

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知書

(第三者) 様

大学共同利用機関法人

自然科学研究機構長

あなた（貴社等）に関する情報が記録されております法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定による開示請求があり、当該法人文書についての開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定により御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
意見書提出先	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 〇〇〇〇 〇〇課〇〇係 住所：〒 - (電話番号：() -)
意見書提出期限	年 月 日

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -

〇〇〇〇-〇〇第 号
年 月 日

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知書

（第三者） 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

あなた（貴社等）に関する情報が記録されております法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定による開示請求があり、当該法人文書についての開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第14条第2項の規定により御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由	
開示請求年月日	年 月 日
意見書提出先	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 〇〇〇〇 〇〇課〇〇係 住所：〒 - (電話番号：() -)
意見書提出期限	年 月 日

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -

別紙様式第6-3号（第9条第1項関係）

年 月 日

法人文書の開示に関する意見書

大学共同利用機関法人

自然科学研究機構 宛て

氏 名
（法人その他の団体にあつては、
 名称及び代表者の氏名） _____

住所又は居所 〒 _____

電話番号 (_____) _____

年 月 日付けで照会のあつた下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

1 照会のあつた法人文書の名称

2 意見

(1) 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

(2) 支障（不利益）の具体的内容

※ 不明な点がある場合は、 〒 _____

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

課 係

Tel

にご連絡ください。

別紙様式第7号（第9条第2項関係）

〇〇〇〇-〇〇第 号
年 月 日

第三者に係る法人文書の開示決定通知書

(反対意見書を提出した第三者) 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

あなた（貴社等）に関する情報が記録されております法人文書の開示請求について、 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありましたが、この度開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
法人文書の開示の年月日	年 月 日

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構長に対して法人文書の開示の日の前日までに審査請求をすることができます。

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -

別紙様式第8号（第10条第1項関係）

年 月 日

法人文書の開示の実施方法等申出書

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 宛て

ふりがな
氏 名 _____
 (法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名) _____
 住所又は居所 〒 _____
 電話番号 () _____

年 月 日付け〇〇〇〇-〇〇第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、下記のとおり開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p>開示の実施方法 開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	---

(*以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>(開示の実施を求める部分)</p>
<p>イ 事務所において開示の実施を希望する。</p>	<p>(開示の実施を希望する日及び場所) 年 月 日 時 分 事務局・国立天文台・核融合科学研究所・基礎生物学研究所 生理学研究所・分子科学研究所</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>(写しの送付先(上記住所又は居所と同じ時は記入不要)) 〒</p>
<p>エ 開示実施手数料の納入方法</p>	<p>1) 開示実施日に開示実施場所で納入する 2) 開示実施前までに納付する</p>

* 開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料の場合に限る）は、本書を提出する必要はありません。

年 月 日

法人文書の更なる開示の申出書

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 宛て

ふりがな
氏 名
〔法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名〕 _____
住所又は居所 〒 _____
電話番号 (_____) _____

年 月 日付け〇〇〇〇-〇〇第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、年 月 日に開示の実施を受けましたが、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定により、下記のとおり更なる開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p>開示の実施方法</p> <p>〔開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。〕</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	---

(*以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>(開示の実施を求める部分)</p>
<p>イ 事務所において開示の実施を希望する。</p>	<p>(開示の実施を希望する日及び場所)</p> <p>年 月 日 時 分</p> <p>事務局・国立天文台・核融合科学研究所・基礎生物学研究所 生理学研究所・分子科学研究所</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>(写しの送付先(上記住所又は居所と同じ時は記入不要))</p> <p>〒 _____</p>

* 正当な理由がある場合を除き、一度受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

別紙様式第10号（第11条第2項関係）

年 月 日

開示実施手数料減額・免除申請書

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長 宛て

ふりがな
氏 名
〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕 _____
住所又は居所 〒 _____
電 話 番 号 (_____) _____

大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報公開規程第11条（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項）の規定により、次のとおり開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

開示決定のあった 法人文書の名称等	法人文書の名称等 開示決定通知書の日付・番号：
減額又は免除を 求める額 (ただし、2,000円 を限度とする)	円
減額又は免除 を求める理由 (①又は②のい れかに○印を付 してください。)	① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がいないため。 ② その他

*1 ①生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②その他の事実を理由とする場合にあっては、その理由を具体的に記載するとともに、当該事実を証明する書面を添付してください。

*2 この申請書は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」と併せて提出してください。

開示実施手数料減額・免除決定通知書

(減額・免除申請者) 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付けで申請のありました開示実施手数料減額・免除申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

対象となる法人 文書の名称等	
決定内容	
減額又は免除し ない場合の開示 実施手数料	開示実施手数料： 円

- * 1 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大学共同利用機関法人自然科学研究機構長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- * 2 決定内容が「全額免除」の場合以外は、開示実施日に開示場所で開示実施手数料を納入するか、あるいは開示実施の前日までに振込又は送付願います。
- * 3 このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

Tel () -

別紙様式第12号（第13条第2項関係）

〇〇〇〇-〇〇第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

(審査請求人等) 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付けで審査請求のありました件については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第18条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同法第19条の規定により通知します。

審査請求のあった法人文書の名称 又は内容	
審査請求に係る 開示決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問した年月日 諮問番号	年 月 日 〇〇諮問〇〇号
諮問の内容	

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係 TEL () -

審査請求に対する決定通知書

（審査請求人等） 様

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長

年 月 日付けで審査請求のありました件については、次のとおり決定しましたので、通知します。

審査請求のあった法人文書の名称	
審査請求に対する決定	
審査請求に対する決定の理由	

* このことについてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

〒 -

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

〇〇〇〇 〇〇課〇〇係

TEL () -